

掛環境第 583 号
令和 5 年 1 月 17 日

静岡県知事 川勝 平太 様

掛川市長 久保田 崇



「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書」に係る意見について (回答)

令和 4 年 12 月 19 日付環生第 243-2 号において貴職より照会がありましたことについて、別紙のとおり回答します。



担当 : 環境政策課環境政策係
電話 : 0537-21-1218
E-mail : kankyo@city.kakegawa.lg.jp

「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書」に係る意見

1. 総括的事項

- (1) 当該事業計画は、大規模な土地の改変を伴い、これらの土木工事や樹木の伐採に伴い自然環境への影響が懸念される。各環境要素についての調査・予測評価が行われているが、風力発電設備の構造や配置、工事用道路等について更なる検討を行い、切土及び盛土による樹木の伐採面積を可能な限り少量化するなど土地の改変を最小限に抑え、自然環境への影響を極力回避・低減するよう検討を継続し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。
- (2) 環境保全措置として、「可能な限り…する」「極力…する」といった記述により、環境保全措置の程度が明らかでないままに環境影響への予測評価が行われている項目が散見される。については、環境影響を十分に低減するために必要な環境保全措置の水準を精査して評価書に記載するとともに、その水準の達成に必要な事業体制を確実に構築すること。
- (3) (2)に関連し、環境保全措置としての程度が明らかでないままに、当該措置を「実効性のある環境保全措置」とし、当該措置の実行を根拠に事後調査を行わないこととしている項目が散見される。については、評価書手続きにおける精査の中で事後調査の必要性についても改めて検討するとともに、仮に環境影響評価手続きの中で事後調査を要しないと判断した項目についても、当該措置が「実効性のある環境保全措置」として有効に機能しているか、継続的に確認を行うこと。
- (4) 昨今、再生可能エネルギー発電事業における「地域との共生」の重要性がますます高まっているところであるが、本事業に関しては、地域住民から生活環境及び自然環境への影響を懸念する意見が当市に寄せられている。このことを踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の記載事項を始め、本事業について積極的に地域住民に情報提供を行うとともに、地域住民の意見を聞く機会を設ける等、相互理解を図ること。また、その際には定量的指標を用いて客観的に環境影響について説明するのみならず、定性的でわかりやすい表現を交えるなどして地域に生活する住民の感覚に寄り添った説明に努めること。
- (5) 森林法を始めとする関係法令（条例を含む）に基づく手続きを適時適切に実施すること。

2. 個別的事項

- (1) 水環境
 - ① 事業計画区域及び周辺地域には、生活水として利用している簡易水道及び小規模水道の水源地や浄水施設等が存在する。については、事業の実施により水量及び水質に影響が出ないよう十分な調査及び環境保全措置を講ずること。また、万が一影響が生じた場合には、地域住民の生活に重大な影響が生じることに鑑み、迅速かつ実効的な対応を行うとともに、補償に応じること。
 - ② 森林の伐採を伴う工事により、森林の涵養機能の低下や河川の水量・水質及び地下水の水位に影響が生じないよう、工事前・工事中・工事後に十分な調査を行い、環境影響が認められた場合には、適切な環境保全措置を講ずること。
 - ③ 事業実施による動物の行動域の変化等により、水源地周辺で活動する動物の糞尿や死骸が増加した場合は生活水質の悪化を惹起するおそれがある。このような観点を踏まえ、水源地周辺での十分な生態系調査及び予測評価を行い、評価書において明らかにすること。

- ④ 地域住民の意見を踏まえ、発生土流用盛土による水源の上流部の水量及び水質への影響について、十分な調査及び予測評価を行い、評価書において明らかにすること。
- ⑤ 環境影響調査において原野谷川への濁水の到達が予想されており、その影響は前述のとおり重大であるから、掛川市域においても事後調査を実施すること。

(2) 動物

- ① 文化財保護法に基づく特別天然記念物や、掛川市自然環境の保全に関する条例に基づく指定希少野生動植物種（以下「掛川市指定種」という。）は、殺傷・損傷等が禁止されている。このことに鑑み、本事業に伴い、該当種が死亡・負傷等することのないよう、適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 準備書に記載のとおり、鳥類に係る予測評価には不確実性を伴う一方で、仮に掛川市指定種がバードストライクによる被害を受けた場合、本市の自然環境的価値が大きく損なわれることとなる。このことに鑑み、事後調査は慎重に行うとともに、万が一鳥類への被害が確認された場合には、十分な追加的環境保全措置を講ずること。
- ③ クマタカについて、営巣木及び営巣中心域が特定されていないペアが存在する。については、追加的に調査及び予測評価を行い、環境保全措置について再検討した上で、評価書にその結果を記載すること。また、営巣中心域が特定できなかった場合には、安全側に立った環境保全措置を講ずること。
- ④ サシバについて、調査手法（調査期間や調査地点）及び調査結果に対して様々な意見が寄せられている。については、環境影響調査や評価の手法について改めて検討し、必要に応じて追加調査及び予測評価を実施すること。仮に追加的な調査・予測評価が不要であるとの結論に至った場合には、その検討過程（様々な選択肢がある中で、採用した調査期間及び調査地点の妥当性）を丁寧に説明すること。

(3) 地形及び地質

- ① 事業区域及びその周辺には、土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域や、地すべり地形が複数存在しており、風力発電機付近に及ぶところもある。については、慎重な地質調査を継続し、その結果を踏まえて安全側に立った適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 特に、12号機設置箇所は地すべり地形であり、風力発電機設置のリスクが大きい一方、準備書における環境保全措置の説明が十分でなく、現時点ではリスクが低減されているとは判断できない。については、準備書記載の環境保全措置「地すべり等のリスクを把握し、リスク低減を図るよう配置計画を行う」のとおり、12号機について、設置中止又は設置場所変更を含め慎重に再精査し、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 静岡県内において盛土関連の重大事故が複数件発生していることに鑑み、発生土流用盛土については、安全性に万全を期すべく十分な調査検討を行うこと。また、その内容については静岡県盛土等の規制に関する条例に基づいて静岡県の確認を受けるとともに、関係市町や地域住民に隨時説明し、不安・懸念の払しょくに努めること。

(4) 景観

- ① 風力発電設備等の塗装色を環境融和色で検討する際、静岡県、掛川市及び地域住民等の意

見を踏まえること。また、塗装の素材は、経年劣化の少ない素材の使用に努めるとともに、劣化の影響による景観の悪化がないように配慮すること。

- ② 発電設備以外の送電線や鉄塔等の構造物についても、景観への影響を考慮し、色彩等については、環境融和色の使用を検討すること。
- ③ 事業の影響による水みち等の変化による周辺の植生、ひいては景観への影響がないよう配慮し、万が一影響が発生した場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

- ① 施設の存在における環境影響について、「騒音」の観点からも予測評価を行い、評価書に記載するとともに必要な環境保全措置を講ずること。特に風力発電設備に周囲を囲まれることとなる八高山について、慎重に予測評価を行うこと。
- ② 「炭焼の杜 明ヶ島キャンプ場」は、事業区域付近に位置し、人工物の影響のない静謐な環境を重視した施設であることから、事業実施による影響を受けることが予想される。については、事業実施により当該施設が受ける環境影響について追加調査及び予測評価を行い、評価書に記載するとともに必要な環境保全措置を講ずること。
- ③ 八高山における環境保全措置として登山道や広場の整備といった案が記載されているが、当該措置により、改変区域の拡大や登山者の増加を招き、事業区域周辺の動植物に影響が生じることが懸念される。については、当該措置の環境保全措置としての評価にあたっては、「動植物」の観点も含めて行うこと。

(6) 道路・橋梁

- ① 「工事関係車両の主要なルート」の掛川市内的一部分において、拡幅工事中であり有効幅員(5.0m)を確保できない区間があること、橋梁耐震診断により大型車両の通行を制限していること、橋梁架替工事を計画していることなどから、道路管理及び橋梁管理関係者と協議を行うこと。
- ② 林道に係る工事用道路の整備については当市と協議すること。
- ③ 工事車両の通行による環境影響（騒音及び地域交通への支障等）及び当該影響に対する環境保全措置について具体的に検討し、評価書において明らかにすること。

(7) その他

- ① 各法令や環境基準を遵守することはもちろんのことではあるが、地域住民からの要望や意見に対して基準等に適合しているから問題ないという姿勢ではなく、地域住民の不安や疑問を払拭するよう懇切丁寧に対応すること。
- ② 地域住民に対して、今後の事業の進捗状況にあわせた積極的な情報提供を行い、地域住民との相互理解を図ること。また、地域住民からの要望・苦情等があった場合には、真摯に対応すること。
- ③ 工事期間中及び施設稼働後において、地域住民等から事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切な相互理解を図り、誠実に対応すること。